

○志免町空家等対策協議会条例

令和4年6月14日志免町条例第11号

改正 令和6年3月19日条例第9号

志免町空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、志免町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等の適正な管理に関する事項
- (3) 法第2条第2項に規定する特定空家等の措置に関する事項
- (4) その他空家等対策に関し必要とする事項

(組織)

第3条 協議会は、12人以内の委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 町内に住所を有する者
 - (3) その他町長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、その職に基づいて委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求めること又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生活安全課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月19日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。